

亀山市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月18日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
南鹿島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 豊田 幸孝
 亀山市南鹿島町7番31号
変更後 小林 邦一
 亀山市南鹿島町5番20号
- 3 変更の年月日
平成31年4月7日
- 4 変更の理由
任期満了による